

令和 7 年 2 月 19 日

令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置について

令和 7 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」といいます。）の上昇を受け、下記のとおり特例措置を講じることとします。

1 特例措置の内容

「2」に定める対象契約の受注者は、約款に定めのない事項についての発注者と受注者との協議に関する契約約款上の規定に基づき、契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象契約

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する測量・設計（工事に関する業務委託のうち「測量」、「建築設計・監理」、「建築設備設計・監理」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「調査（工事・都市系）」、「調査（環境系）」、「調査（社会系）」、「調査（不動産）」又は「調査（その他）」の申請業種名により発注されたものをいいます。以下同じ。）で、令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」といいます。）を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

（変更後の契約金額）＝（新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格）×（当初契約の落札率）

※「2」に定める対象契約で、旧技術者単価とともに令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価も適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出します。なお、「新労務単価」は「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を表すものとします。

（変更後の契約金額）＝（新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格）×（当初契約の落札率）

4 変更協議の請求

（1）期限

契約金額の変更協議の請求期限は、次のいずれか早い時期とします。

ア 契約日の 5 カ月後

イ 履行期間の末日のおおむね 10 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に定める休日を含みます。）前

(2) 方法

別添の書面を提出してください。

※提出先（ 本市から別途ご案内します。 ）

5 その他

- (1) 本特例措置の対象者には、本市から個別に説明をさせていただきます。
- (2) 本特例措置により契約金額が変更された場合は、労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応してください。
- (3) 今後、測量・設計で設計業務委託等技術者単価を適用して積算している案件について公告等を行う際には、当面、入札公告、指名通知等に特例措置の対象となるかどうかの記載をします。